

(別紙) 利用料

要介護認定を受けられた方は、居宅介護支援費については、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

なお、介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合もあります。その場合、利用者は1か月につき料金表の利用料金全額をお支払いいただきます。利用料のお支払いと引き換えに領収証を発行します。また、還付に必要なサービス提供証明書を発行します。

(1) 居宅介護支援費 (I) (地域区分 1単位：10.7円)

取扱件数区分	料金 (単位数)	
	要介護1・2	要介護3・4・5
居宅介護支援 (i) ※介護支援専門員1人あたりの利用者45件未満	11,620円/月 (1086単位)	15,097円/月 (1411単位)
居宅介護支援 (ii) ※介護支援専門員1人あたりの利用者60件未満	5,820円/月 (544単位)	7,532円/月 (704単位)
居宅介護支援 (iii) ※介護支援専門員1人あたりの利用者60件以上	3,488円/月 (326単位)	4,515円/月 (422単位)

(2) 加算

加算名称	料金 (単位数)	算定要件	
特定事業所加算 (I)	5,553円/月 (519単位)	質の高いケアマネジメントを実施している事業所を積極的に評価する観点から、人材の確保やサービス提供に関する定期的な会議を実施しているなど、当事業者が厚生労働大臣の定める基準に適合する場合	
特定事業所医療介護連携加算	1,337円/月 (125単位)	退院・退所にあたる連携の回数の合計が年間35回以上であり、ターミナルケアマネジメント加算を15回以上算定している場合	
初回加算	3,210円/月 (300単位)	・新規に居宅サービス計画を作成する場合 ・要介護認定区分が2区分以上変更があった場合	
入院時情報連携加算 (I)	2,675円/月 (250単位)	利用者が入院した日のうちに必要な情報を提供した場合	
入院時情報連携加算 (II)	2,140円/月 (200単位)	利用者が入院した日を含め3日以内に必要な情報を提供した場合	
退院・退所加算 ※カンファレンス参加無	連携1回	4,815円/月 (450単位)	医療機関や介護保険施設を退院・退所し、居宅サービスを利用する場合において、退院・退所にあたって医療機関等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を得たうえでケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合。
	連携2回	6,420円/月 (600単位)	
退院・退所加算 ※カンファレンス参加有	連携1回	6,420円/月 (600単位)	
	連携2回	8,025円/月 (750単位)	
	連携	9,630円/月	

	3回	(900単位)	
--	----	---------	--

加算名称	料金（単位数）	算定要件
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,140円/月 (200単位)	病院または診療所の求めにより、職員と共に利用者宅を訪問し、カンファレンスを行い居宅サービスの調整を行った場合。（月2回まで算定可）
通院時情報連携加算	535円/月 (50単位)	利用者が医療機関で診察を受ける際に同席し、医師または歯科医師と情報連携を行い、ケアマネジメントを行った場合。
ターミナルケアマネジメント加算	4,280円/月 (400単位)	①24時間連絡が取れる体制を確保し、かつ、必要に応じて、指定居宅介護支援を行うことができる体制を整備している。 ②利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上在宅を訪問し、主治の医師等の助言を得つつ、利用者の状態やサービス変更の必要性の把握、利用者への支援を行うこと。 ③訪問により把握した利用者の心身の状況等の情報を記録し、主治の医師等及びケアプランに位置づけた、居宅サービス事業所へ提供している。
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%	厚生労働大臣が定める地域に居住する利用者に対し、通常の事業の実施地域を超えて、サービス提供を行った場合

(3) 減算

減算名称	料金（単位数）	算定要件
運営基準減算	所定単位数の50%で算定	運営基準に沿った、適切な居宅介護支援が提供できない場合。
特定事業所集中減算	1月につき200単位を減算	正当な理由なく、特定の事業所に80%以上集中した場合(指定訪問介護・指定通所介護・指定地域密着型通所介護・指定福祉用具貸与)
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算	虐待の発生またはその再発を防止するための措置が講じられていない場合。